

国立大学法人高知大学における授業料等費用に関する規則

平成16年4月1日

規則第83号

最終改正 令和7年4月21日規則第10号

(趣旨)

第1条 国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）における授業料等費用に関しては、法令等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額)

第2条 本学において徴収する授業料（幼稚園にあっては、保育料。以下同じ。）、入学料（幼稚園にあっては、入園料。以下同じ。）及び検定料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
	年額 円	円	円
学 部	535,800	282,000	17,000
大学院の研究科	535,800	282,000	30,000
幼 稚 園	73,200	31,200	1,600
小 学 校	—	—	3,300
中 学 校	—	—	5,000
特別支援学校の小学部	—	—	1,000
特別支援学校の中学部	—	—	1,500
特別支援学校の高等部	4,800	2,000	2,500

- 2 本学の修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該学校等の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。
- 3 第1項に規定する大学の学部において、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわら

ず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円とする。

- 4 第1項に規定する幼稚園、小学校及び中学校並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の入学を許可するための選考等において、抽選による選考等を行い、その合格者に限り試験、健康診断、書面その他による選考等（以下「試験等」という。）を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず次の表のとおりとする。

区 分	抽選による選考等に係る額	試験等に係る額
幼 稚 園	700円	900円
小 学 校	1,100円	2,200円
中 学 校	1,300円	3,700円
特別支援学校の小学部	500円	500円
特別支援学校の中学部	600円	900円
特別支援学校の高等部	700円	1,800円

- 5 大学の学部の転入学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、30,000円とする。

- 6 研究生等に係る授業料、入学料及び検定料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
	月額 円	円	円
研 究 生	29,700	84,600	9,800
	1単位		
科 目 等 履 修 生	14,800	28,200	9,800

- 7 寄宿料の額は、次の表のとおりとする。

寄 宿 舎 名	寄 宿 料
	月額 円
南 溟 寮	700
と き わ 寮	4,300
か つ ら 寮	700
日 章 寮	5,900
留 学 生 寄 宿 舎	9,500

国際交流会館（物部・単身室）	5,900
国際交流会館（物部・夫婦室）	11,900
国際交流会館（物部・家族室）	14,200
国際交流会館（岡豊・単身室）	5,900
国際交流会館（岡豊・夫婦室）	9,500
国際交流会館（岡豊・家族室）	14,200

（受託研究員の研究料等その他の費用の額）

第3条 本学において徴収する受託研究員の研究料等その他の費用の額は、次の各項に定めるとおりとする。

2 受託研究員等の研究料の額は、次の表のとおりとする。

区 分		研究期間	研究料
一般の受託研究員	長期	6ヶ月を超えて 1年以内	567,100円
	短期	6ヶ月以内	283,600円
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人（注参照）が定める「国内留学制度」による受託研究員	長期	6ヶ月を超えて 1年以内	567,100円
	短期	6ヶ月以内	283,600円
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「流動研究員制度」による受託研究員		3ヶ月以内	141,800円
農林水産省「農業改良普及推進事業実施要領（普及職員等資質向上緊急対策事業）」による受託研究員	改良普及員	6ヶ月以内	283,600円
	専門技術員及び農業研修教育施設等指導職員	3ヶ月以内	141,800円
私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員及び公立大学研修員	実験（臨床を含む。）系	3ヶ月	113,500円
	非実験系	3ヶ月	56,800円
教職員支援機構研修員	実験系	3ヶ月	30,600円
	非実験系	3ヶ月	17,900円
外国人受託研修員		1ヶ月	236,900円
民間等共同研究員		1年につき	440,000円
内地研究員	教授	1ヶ月	29,400円
	准教授	1ヶ月	15,800円
	講師	1ヶ月	11,700円
	助教	1ヶ月	7,400円

（注）農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人

農業・食品産業技術総合研究機構、国際農林水産業研究センター、森林研究・整備機構、水産研究・教育機構

- 3 学位論文審査手数料は、1件について57,000円とし、学位授与の申請を受理するときに徴収するものとする。

(授業料の徴収方法)

第4条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、第1学期及び第2学期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

- 2 前項の授業料は、第1学期にあつては5月、第2学期にあつては11月に徴収するものとし、徴収期限は、それぞれの月の末日とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、学生の申出があつたときは、第2学期分授業料の徴収時期前に第2学期分授業料を徴収するものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、授業料の徴収期限までに休学を願い出ようとする者の当該学期における授業料が未納の場合は、休学しようとする期間に係る授業料を除く額を、休学を願い出るときに徴収するものとする。

(就学支援金が支給される場合の授業料)

第4条の2 第2条第1項に規定する特別支援学校の高等部の授業料については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）の規定に基づき、就学支援金を受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てる場合は、徴収しないものとする。

(子ども・子育て支援法に基づく施設等利用費の法定代理受領に係る保育料の徴収方法等の特例)

第4条の3 第4条、第5条及び第8条の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第3項の規定に基づき市町村が当該市町村に居住する幼児に係る施設等利用費を本学に支払う場合は、当該施設等利用費のうち保育料相当額を保育料に充てるものとする。

- 2 前項の場合において、年度の中途に入退園した幼児に係る保育料の額は、第2条、第5条及び第8条の規定にかかわらず、第2条第1項の表に規定する保育料の12分の1の額（以下「月額保育料」という。）に在園した月数（月の中途において入退園した月を除く。）を乗じた額に、月の中途において退園した場合は月額保育料に当該月の退園日までの平日開園日数を当該月の平日開園日数で除した数を乗じて得た額を、月の中途において入園した場合は月額保育料に当該月の入園日以降の平日開園日数を当該月の平日

開園日数で除した数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を加えた額とする。

（入学の時期が学期の中途である場合における授業料の額及び徴収方法）

第5条 特別の事情により、入学の時期が学期の中途である場合に第1学期又は第2学期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に入学した日の属する月から次の学期の始まる前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

（復学等の場合における授業料の額及び徴収方法）

第6条 第1学期又は第2学期の中途において復学、転入学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者から第1学期又は第2学期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に復学等の日の属する月から次の学期の始まる前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に徴収するものとする。

（学年の途中で卒業等をする場合における授業料の額及び徴収方法）

第7条 特別の事情により、学年の途中で卒業又は課程を修了する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、各学期の徴収の時期に徴収するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が当該学期の徴収の時期前であるときは、卒業又は課程を修了する日の属する月に徴収するものとする。

（退学の場合における授業料の額）

第8条 第2学期が始まる前までに退学する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

（入学料の徴収方法）

第9条 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

（子ども・子育て支援法に基づく施設等利用費の法定代理受領に係る入園料の徴収方法の特例）

第9条の2 第9条の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき市町村が当該市町村に居住する幼児に係る施設等利用費を本学に支払う場合は、

当該施設等利用費のうち入園料相当額を入園料に充てるものとする。ただし、当該入園料相当額が第2条第1項の表に規定する入園料の額に満たないときは、当該差額分の入園料を徴収するものとする。

(検定料の徴収方法)

第10条 検定料は、入学、転入学、編入学又は再入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

2 第2条第3項による出願書類等による選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜を行う場合においては、同項による「第1段階目の選抜に係る額」及び「第2段階目の選抜に係る額」の合計額を、出願を受理するときに徴収するものとする。

3 第2条第4項による抽選による選考等を行い、その合格者に限り試験、健康診断、書面その他による選考等を行う場合においては、同項の表に定める「抽選による選考等に係る額」及び「試験等に係る額」の合計額を、出願を受理するときに徴収するものとする。

(寄宿料の徴収方法)

第11条 寄宿料は、寄宿舎に入寮した日の属する月から退寮する日の属する月まで毎月その月の分を徴収するものとする。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出又は承諾があったときは、当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申出又は承諾に係る額を、その際に徴収することができるものとする。

(授業料等の返還等)

第12条 徴収済の授業料、入学料、検定料及び寄宿料については、原則として返還しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により当該各号に定める額を返還するものとする。

(1) 第1学期分授業料納付のときに第2学期分授業料を併せて納付した者が、第2学期が始まる前までに休学又は退学したときは、第2学期分授業料相当額

(2) 第10条第2項の場合において、第1段階目の選抜で不合格となった者に対しては、第2条第3項に定める「第2段階目の選抜に係る額」に相当する額

(3) 第10条第3項の場合において、抽選による選考等に不合格となった者に対しては、第2条第4項の表に定める学校種別ごとの「試験等に係る額」に相当する額

- (4) 検定料納付後において、納付した者が出願しなかったとき、又は出願はしたが、納付した者が無資格者であること等の事由により、出願を受理しなかったときは、当該検定料相当額
- (5) 個別学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したときは、第2条第3項に定める「第2段階目の選抜に係る額」に相当する額
- (6) 授業料を納付した者が、当該学期分の授業料の徴収期限までに当該学期に係る休学を願い出て許可されたときは、高知大学授業料・寄宿料免除及び授業料徴収猶予規則第7条の規定により免除される当該学期の休学期間に係る授業料相当額
- (7) 入学料を納付した者が、高知大学入学料免除及び徴収猶予規則第5条の2の規定に基づいて、大学等における修学の支援に関する法律第4条に規定される授業料等減免対象者として認定を受けたときは、関係法令の規定に基づき算定された入学料相当額
- (8) 授業料を納付した者が、高知大学授業料・寄宿料免除及び授業料徴収猶予規則第11条の2の規定に基づいて、卓越した学業等成績による授業料免除者として学長の決定を受けたときは、学生支援委員会の議を経て学長が決定した授業料免除相当額
- (9) その他特に学長が返還することが適当であると認めたときは、当該授業料等相当額
(その他)

第13条 この規則に規定するもののほか、本学におけるその他の費用に関しては、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日に学部及び大学院の研究科に在学する者に係る授業料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区 分	平成10年度入学者	平成9年度入学者	平成8年度入学者
学 部 大学院の研究科	年額 円 469,200	年額 円 469,200	年額 円 447,600

平成7年度入学者	平成6年度入学者	平成5年度入学者
年額 円	年額 円	年額 円

447,600	411,600	411,600
---------	---------	---------

附 則

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 11 年 3 月 31 日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 8 月 21 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 26 日規則第 50 号）

この規則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 26 日規則第 127 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 11 日規則第 86 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 9 日規則第 29 号）

この規則は、平成 21 年 9 月 9 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 10 日規則第 10 号）

この規則は、平成 22 年 6 月 10 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 6 月 27 日規則第 25 号）

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 1 月 23 日規則第 60 号）

この規則は、平成 25 年 1 月 23 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 22 日規則第 59 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 112 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 166 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 26 日規則第 39 号）

この規則は、平成 28 年 12 月 26 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 17 日規則第 92 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 27 日規則第 34 号）

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日規則第 89 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 27 日規則第 2 号）

この規則は、令和 2 年 5 月 27 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月 22 日規則第 26 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 17 日規則第 90 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日規則第 125 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 21 日規則第 10 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 21 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。